

議案第9号

北本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

北本市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年2月21日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

北本市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第22条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第26条を第27条とし、第25条の次に次の1条を加える。

（妊娠等の申出があった場合における必要な措置）

第26条 任命権者は、職員から当該職員又はその配偶者が妊娠したこと、出産したことその他これに準ずる事実の申出があったときは、当該職員に対し、育児休業等に係る制度の周知その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。